

森林園 短期入所施設 掲示事項

◆◆◆ 運営規程の概要 ◆◆◆

フリガナ	シンリンエン タンキニューショシセツ		サービス種別	(介護予防) 短期入所生活介護
事業所名	森林園 短期入所施設		事業所番号	1173201540
所在地	〒355-0811 比企郡滑川町大字羽尾4738番地2		フリガナ	モリヤマ リカ
			管理者	守山 里香
連絡先	電話番号	0493-56-5636	FAX番号	0493-56-5665
利用定員	12名			
利用料	法定代理受領分	介護報酬の告示上の額の利用者負担分（別掲）		
	法定代理受領分以外	介護報酬の告示上の額（別掲）		
その他の費用	朝食400円、昼食740円、夕食700円、おやつ60円、多床室（1日につき）915円、従来型個室（1日につき）1,231円、理容（カット1回につき）1,500円、理容（顔そり1回につき）500円、送迎費用（通常の送迎以外に要した費用）実費、 利用者の希望による日常生活費（身の回り品及び教養娯楽費）実費			
通常の事業の実施地域	滑川町全域		東松山市全域	嵐山町全域
	備考			

◆◆◆ 主な職員の勤務体制 ◆◆◆

職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別	
	常勤	非常勤	専従	兼務
医師		1人以上	1人以上	
生活相談員	1人以上		1人以上	
看護職員	1人以上		1人以上	
介護職員	3人以上		3人以上	
機能訓練指導員	1人以上		1人以上	
栄養士	1人以上		1人以上	

◆◆◆ 秘密の保持 ◆◆◆

- 当事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して洩らしません。
- 当事業所は、従事者が当事業所の従事者でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従事者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

◆◇◆ 事故発生時の対応 ◆◇◆

- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 当事業所では、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

◆◇◆ 緊急時における対応方法 ◆◇◆

- サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

◆◇◆ 非常災害対策 ◆◇◆

- 当事業所では、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

◆◇◆ 苦情処理の体制 ◆◇◆

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要のとおり。以下に苦情受付窓口を記載。

所属等	担当者氏名等（職種等）	電話番号
苦情受付 担当者	小川 潤（生活相談員）	0493-56-5636（代表）
苦情解決 責任者	守山 里香（施設長）	0493-56-5636（代表）
第三者委員	小久保 佐俊	0493-56-2350
	古川 庸成	0493-62-6204
関係機関	滑川町役場 町民保険課介護保険担当	0493-56-2010（直通）
	東松山市 健康福祉部高齢介護課担当	0493-21-1460（専用）
	嵐山町 長寿生きがい課長寿生きがい担当	0493-62-0718（専用）
	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568（専用）
	埼玉県運営適正化委員会（埼玉県社会福祉協議会）	048-822-1243（専用）

◆◇◆ 利用料その他の費用の額 ◇◇◆

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額です。ただし、諸事情により償還払いとなった場合は、法定代理受領分以外の金額、つまり下表のサービス費用全額を事業所に支払います。

《短期入所生活介護》 ※併設型多床室、併設型従来型個室

基本利用料 ＊＊＊＊＊

地域区分	7 級地	単価	10.17円
------	------	----	--------

要介護区分	単位数	利用者負担金			
		法定代理受領分			法定代理 受領分以外
		1 割負担者	2 割負担者	3 割負担者	
要介護 1	603 / 日	<u>614</u> 円	<u>1,227</u> 円	<u>1,840</u> 円	6,132 円
要介護 2	672 / 日	<u>684</u> 円	<u>1,367</u> 円	<u>2,051</u> 円	6,834 円
要介護 3	745 / 日	<u>758</u> 円	<u>1,516</u> 円	<u>2,273</u> 円	7,576 円
要介護 4	815 / 日	<u>829</u> 円	<u>1,658</u> 円	<u>2,487</u> 円	8,288 円
要介護 5	884 / 日	<u>899</u> 円	<u>1,798</u> 円	<u>2,697</u> 円	8,990 円
以下は連続61日以上短期入所生活介護を行った場合					
要介護 1	573 / 日	<u>583</u> 円	<u>1,166</u> 円	<u>1,749</u> 円	5,827 円
要介護 2	642 / 日	<u>653</u> 円	<u>1,306</u> 円	<u>1,959</u> 円	6,529 円
要介護 3	715 / 日	<u>728</u> 円	<u>1,455</u> 円	<u>2,182</u> 円	7,271 円
要介護 4	785 / 日	<u>799</u> 円	<u>1,597</u> 円	<u>2,395</u> 円	7,983 円
要介護 5	854 / 日	<u>869</u> 円	<u>1,737</u> 円	<u>2,606</u> 円	8,685 円

※ 利用料は1日当たりの料金です。

※ 短期入所生活介護は、1日単位の利用料のため、1泊2日の場合は、2日分の利用料が発生します。

加算 ＊＊＊＊＊

事業所の体制※	加算・減算		単位数	利用者負担金			
				法定代理受領分			法定代理 受領分以外
				1 割負担者	2 割負担者	3 割負担者	
○	機能訓練体制加算		12 / 日	<u>13</u> 円	<u>25</u> 円	<u>37</u> 円	122 円
○	個別機能訓練加算		56 / 日	<u>57</u> 円	<u>114</u> 円	<u>171</u> 円	569 円
○	看護体制加算	I	4 / 日	<u>4</u> 円	<u>8</u> 円	<u>12</u> 円	40 円
○		II	8 / 日	<u>9</u> 円	<u>17</u> 円	<u>25</u> 円	81 円
○	送迎加算		184 / 回	<u>188</u> 円	<u>375</u> 円	<u>562</u> 円	1,871 円
／	緊急短期入所受入加算		90 / 日	<u>92</u> 円	<u>183</u> 円	<u>275</u> 円	915 円
／	長期利用者提供減算		-30 / 日	<u>-31</u> 円	<u>-61</u> 円	<u>-92</u> 円	-305 円
○	療養食加算		8 / 回	<u>9</u> 円	<u>17</u> 円	<u>25</u> 円	81 円
	サービス提供体制強化加算※2	I	22 / 日	<u>23</u> 円	<u>45</u> 円	<u>67</u> 円	223 円
		II	18 / 日	<u>19</u> 円	<u>37</u> 円	<u>55</u> 円	183 円
○		III	6 / 日	<u>7</u> 円	<u>13</u> 円	<u>19</u> 円	61 円

(※1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。)

(※2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。)

《介護予防短期入所生活介護》 ※併設型多床室、併設型従来型個室

基本利用料 ＊＊＊＊＊

地域区分	7 級地	単価	10.17円
------	------	----	--------

要介護区分	単位数	利用者負担金			
		法定代理受領分			法定代理 受領分以外
		1 割負担者	2 割負担者	3 割負担者	
要支援 1	451 / 日	459 円	918 円	1,376 円	4,586 円
要支援 2	561 / 日	571 円	1,141 円	1,712 円	5,705 円
以下は連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合					
要支援 1	442 / 日	450 円	899 円	1,349 円	4,495 円
要支援 2	548 / 日	558 円	1,115 円	1,672 円	5,573 円

※ 利用料は1日当たりの料金です。

※ 短期入所生活介護は、1日単位の利用料のため、1泊2日の場合は、2日分の利用料が発生します。

加算 ＊＊＊＊＊

事業所の体制※	加算・減算		単位数	利用者負担金			
				法定代理受領分			法定代理 受領分以外
				1 割負担者	2 割負担者	3 割負担者	
○	機能訓練体制加算		12 / 日	13 円	25 円	37 円	122 円
○	個別機能訓練加算		56 / 日	57 円	114 円	171 円	569 円
○	送迎加算		184 / 日	188 円	375 円	562 円	1,871 円
○	療養食加算		8 / 回	9 円	17 円	25 円	81 円
	サービス提供体制強化加算※2	I	22 / 日	23 円	45 円	67 円	223 円
		II	18 / 日	19 円	37 円	55 円	183 円
○		III	6 / 日	7 円	13 円	19 円	61 円

(※1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。)

(※2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。)

《短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護共通》

事業所の体制※1	加算・減算		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定外受領分以外
	介護職員等処遇改善加算	I	右記額より保険給付額を差し引いた額	1月の利用料金の14.0% (基本料金+各種加算減算)
○		II	//	1月の利用料金の13.6% (基本料金+各種加算減算)
		III	//	1月の利用料金の11.3% (基本料金+各種加算減算)
		IV	//	1月の利用料金の9.0% (基本料金+各種加算減算)

(※1 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要な加減算については斜線。)

(※2 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。)